

要領別紙 1（調査計画事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱別表 1 の区分 I に掲げる調査計画事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 農村地域防災減災総合計画等策定

地域・施設の諸条件について調査し、要領第 7 の別記様式第 1 号の農村地域防災減災総合計画書又は別記様式第 2 号の農村地域防災減災推進計画書を策定するものとする。

2 安全度評価

農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため要領別紙 1 別記様式第 1 号の農村災害対策整備計画を作成するものとする。

3 防災情報管理システム整備計画策定

地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、要領別紙 1 別記様式第 2 号の防災情報管理システム整備計画を作成するものとする。

4 地域危機管理整備計画策定

危機管理の対象とすべき農業施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、要領別紙 1 別記様式第 3 号の地域危機管理整備計画を作成するものとする。

5 ハザードマップ作成

災害が発生した場合において、周辺住民等へ被害を及ぼすおそれのある農業用施設に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等を実施するものとする。

6 実施計画策定

整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。

7 ため池緊急防災対策

人命、人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報を整備するものとする。

8 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

大規模地震発生のおそれのある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて要領別紙 1 別記様式第 4 号の耐震化対策整備計画を策定するものとする。

9 施設長寿命化計画策定

防災ダム、ため池、地すべり防止施設、農村防災施設又は湛水防除、地盤沈下対策若しくは水質保全対策等の農地防災を目的とした施設について機能診断等の調査を行い、要領別紙

1 別記様式第5号の施設長寿命化計画を策定するものとする。

10 ため池群調査計画策定

(1) 調査

ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査をするものとする。

(2) 計画策定

調査結果から、要領別紙1別記様式第8号の農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。

11 地域排水機能強化計画策定

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、要領別紙1別記様式第9号の地域排水機能強化計画を策定するものとする。

第3 事業実施主体

都道府県又は団体とする。ただし、第2の1及び11の事業にあつては、都道府県又は市町村に限る。

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

- 1 第2の1及び2の事業にあつては、第2の3から11まで又は要綱別表1のⅡ又はⅢの事業を行う見込みがあること。
- 2 第2の3から5までの事業（3に掲げる事業を除く。）にあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること。
 - (2) 同一市町村又は関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計がおおむね10ヘクタール以上（災害防除対策推進地域等にあつてはおおむね5ヘクタール以上）であること。
- 3 第2の5の事業（農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）で実施するものに限る。）にあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 2に掲げる要件
 - (2) 防災受益面積7ヘクタール以上又は被害想定額（農外）が4,000万円以上であつて、かつ受益面積2ヘクタール以上
- 4 第2の5の事業にあつては、次に掲げる事項に該当すること。
 - (1) ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知するものとする。
 - (2) ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップを開催する等により関係住民等との意見交換を行うよう努めること。
- 5 第2の6の事業にあつては、要綱別表1のⅡ又はⅢの事業の実施要件に該当する事業に係るもの
- 6 第2の7の事業にあつては、貯水量がおおむね1,000立方メートル以上又は受益面積おおむ

ね0.5ヘクタール以上のもの

- 7 第2の8の事業にあつては、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域において行う事業であり、要領別紙3の第2の2又は要領別紙7の第2の3の事業の実施要件に該当する事業に係るもの
- 8 第2の9の事業にあつては、要綱別表1のⅡの事業の実施要件に該当する事業に係るもの
- 9 第2の10の事業にあつては、次に掲げる要件に該当するもの
 - (1) 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの
 - (2) 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にある見込みのあるものであり、次のいずれかに該当する見込みのある2か所以上のため池を対象とするもの
 - ア ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの
 - イ ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの
 - ウ 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの
 - (3) 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。
- 10 第2の11の事業にあつては、次に掲げる要件に該当するもの
 - (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
 - (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。

第5 事業の実施

- 1 第2の3から11までの事業を実施するに当たっては、総合計画又は推進計画に位置付けるものとする。
- 2 第2の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第6号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 第2の6の実施計画策定のうち、安全性確保のために行う農業用排水路の転落防止と上部利用のための調査にあつては、整備後の農業用排水路の財産権や管理区分等の調整を含むものとする。なお、二次災害が予想される地区における施設に係る事業を実施する場合には、その旨を当該調査計画事業計画概要書に記載するものとする。
- 4 第2の7の事業を実施するに当たっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとし、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。また、計画的に防災対策を推進するため、第2の7の事業により整備されるため池に係る諸元等の詳細情報について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体は情報の管理体制を整備するものとする。
- 5 第2の8の事業を実施するに当たっては、施設の諸元や改修履歴等、施設の現状把握を行うものとする。

第6 その他

- 1 地域住民に影響を与えることが想定される土地改良施設について、第2の8の耐震性点検を実施した場合は、その結果を関係者等に周知するものとする。
- 2 施設長寿命化計画に基づく対策を実施するに当たっては、農村振興局長が別に定める書類として要領別紙1別記様式7号の施設長寿命化計画の概要を作成し、提出するものとする。

要領別紙2（防災ダム整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の（1）に掲げる防災ダム整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業内容

洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備

第3 事業実施主体

都道府県

第4 実施要件

防災ダム整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

防災受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。ただし、台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第7号）第3条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）又は振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）であって、次に掲げる要件のすべてに該当する地域（以下「特例地域」という。）において行うものの防災受益面積については、おおむね70ヘクタール以上とする。

- 1 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項の規定に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であること。
- 2 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。

第5 その他

農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。

要領別紙 3（ため池整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（2）に掲げるため池整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙 3 - 2 の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 防災ため池工事

豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、
附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備

2 地震対策ため池防災工事

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設
の新設若しくは改修

3 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池
の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するた
めに必要な施設の整備

4 ため池整備工事

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共
施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池（災害
防止用のダムを含む。以下「災害発生の防止等が必要なため池」という。）の新設、変更、
新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整
備又は管理施設の整備

5 農作物生育阻害等防止工事

ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農作業の効率の低下を防止するた
めに必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって 4 と併せ行うもの

6 ため池特別対策整備工事

（1）災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替えため池
の新設及び附帯施設の整備

（2）（1）と併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事又は管理施設の整備

（3）（1）と併せ行うため池の廃止後の埋立及び池敷内又は埋立後の土地造成に係る整備

7 ため池水質改善工事

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水
質を改善するために必要な工事

第 3 事業実施主体

1 第 2 の 1 及び 3 の事業にあつては、都道府県

2 第 2 の 2 の事業にあつては、都道府県又は市町村

3 第 2 の 4 の旧農業用ため池の廃止及び第 2 の 6 の事業あつては、都道府県又は市町村

4 第 2 の 4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、5 及び 7 の事業にあつては、都

道府県又は団体とする。ただし、第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、5及び7の事業であって受益面積10ヘクタール以上の場合は、都道府県に限る。

第4 実施要件

1 大規模事業

- (1) 第2の1の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあつては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。
 - ア 防災受益面積がおおむね100ヘクタール（要領別紙2の第4に定める特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね70ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの。ただし、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあつては、防災受益面積がおおむね40ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね30ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの
 - イ 洪水調節容量が10万立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が1億円以上のものであつて、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの
- (2) 第2の2の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - ア 防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの
 - イ 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上であつて、想定被害額（農外）が3億円以上のもの
- (3) 第2の3の事業にあつては、次に該当するもの
 - ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの
 - イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの
 - (ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの
 - (イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの
 - (ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの
 - ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上のもの
 - エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの
 - オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの
 - カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が4億円以上のもの

キ 特例地域であって、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が3億円以上もの

ク 要領別紙1別記様式第8号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

(4) 第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、6及び7の事業であつて、
(5)に掲げる事業以外のものにあつては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

(ア) 受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつては60ヘクタール以上のもの

(イ) 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(5) 中山間地域において行う第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）及び6の事業にあつては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

(ア) 受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの

ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては20ヘクタール以上のもの

(イ) 総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

2 小規模事業

(1) 第2の1の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあつては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

ア 防災受益面積がおおむね10ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね7ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね5ヘクタール（要領別紙3別表1に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね3,000万円以上のものの受益面積については、おおむね2ヘクタール）以上のものであつて、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ 洪水調節容量が5,000立方メートル以上、かつ、洪水調節による被害軽減額が1,000万円以上のものであり、受益面積がおおむね5ヘクタール（要領別紙3別表1に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね3,000万円以上のものの受益面積については、おおむね2ヘクタール）以上のものであつて、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

(2) 第2の2の事業にあつては、次に該当するもの

防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であつて、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

(3) 第2の3の事業にあつては、次に該当するもの

ア 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの

イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの

(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの

(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの

(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの

ウ 農業用ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの

エ 農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの

オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、農業用ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの

カ 要領別紙1別記様式第8号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの

(4) 第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、6及び7の事業であつて、

(5) に掲げる事業以外のものにあつては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

(ア) 受益面積がおおむね10ヘクタール（要領別紙3別表1に掲げる地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）（高度な技術を要する場合にあつては、2ヘクタール）以上のもの

(イ) 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

(ア) 受益面積がおおむね10ヘクタール未満のもの

(イ) 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

(5) 中山間地域において行う第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く）及び6の事業にあつては、次に該当するもの

ア 都道府県が行うもの

受益面積がおおむね5ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、2ヘクタール）以上で、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ ア以外のものが行うもの

受益面積がおおむね5ヘクタール未満で、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの

3 第2の1の事業と併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が10ヘクタール以上であり、次に掲げるもの

(1) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備

(2) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備

(3) 対象農地の関連整備

4 第2の2の事業にあつては次のいずれかに該当するもの

(1) 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがある農業用ため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があり、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(2) 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、要領別紙1別記様式第4号の耐震化対策整備計画が策定されている事業であること。

5 第2の4の事業のうち、旧農業用ため池の廃止にあつては、廃止する旧農業用ため池の貯水量の合計が1,000立方メートル以上であつて、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

6 中山間地域で実施する場合においては、1及び2に掲げる要件にかかわらず、次に掲げる要件を満たすことをもって足りるものとする。

(1) 第2の4の事業にあつては、これらの事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上で、総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

(2) 第2の7の事業にあつては、受益面積がおおむね5ヘクタール（高度な技術を要する場合にあつては、おおむね2ヘクタール）以上のもの

7 第2の4の事業の管理施設の整備及び第2の5の事業にあつては、次に掲げるもの

(1) 受益面積がおおむね5ヘクタール（中山間地域で行われるものにあつては、おおむね2ヘクタール）以上のもの

(2) 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

(3) ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費が3,500万円以上のもの

第5 事業の実施

1 本事業を実施するにあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

2 第2の3の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙1別記様式第8号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。

第6 継続地区の特例

「農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について」（平成27年4月9日付け26農振第2242号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の農村地域防災減災事業に規定するため池保全体制整備事業を平成26年度までに実施している地区については、なお従前の例による。

要領別紙 3 別表 1

番号	地 域
1	地震防災対策強化地域（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき指定された地域）
2	南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき指定された地域）（1に掲げる地域を除く。）
3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項の規定に基づき指定された地域）
4	首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条に基づき指定された首都直下地震緊急対策区域（1及び2に掲げる地域を除く。）
5	<p>旧観測強化地域及び旧特定観測地域（地震予知連絡会の今後の活動展開の検討ワーキンググループ報告書（平成20年2月18日地震予知連絡会了承）による廃止前の観測強化地域及び特定観測地域（1から4までに掲げる地域を除く。）をいう。）</p> <p>①南関東及び東海地域</p> <p>茨城県のうち 龍ヶ崎市 取手市 鹿嶋市 潮来市 守谷市 稲敷市 神栖市 稲敷郡（美浦村及び阿見町を除く。） つくばみらい市（旧伊奈町に限る。） 北相馬郡</p> <p>埼玉県のうち さいたま市 川越市 川口市 秩父市 所沢市 飯能市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 八潮市 富士見市 三郷市 坂戸市 ふじみ野市 入間郡 秩父郡（横瀬町に限る。） 北葛飾郡（松伏町に限る。）</p> <p>千葉県 全域</p> <p>東京都 全域（新島村、神津島村、御蔵島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。）</p> <p>神奈川県 全域</p> <p>山梨県のうち 甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 西八代郡 南巨摩郡 中巨摩郡 南都留郡 北都留郡（丹波山村を除く。）</p>

番号	地 域
	<p>長野県のうち 下伊那郡（松川町、高森町、清内路村、豊丘村及び大鹿村を除く。）</p> <p>静岡県 全域</p> <p>岐阜県のうち 中津川市 恵那市</p> <p>愛知県のうち 豊橋市 豊川市 新城市 豊田市 北設楽郡</p> <p>②北海道東部 北海道のうち 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 野付郡 標津郡（中標津町に限る。）</p> <p>③秋田県西部、山形県西北部 秋田県のうち 秋田市 能代市 由利本荘市 男鹿市 にかほ市 潟上市 山本郡 南秋田郡 山形県のうち 酒田市 最上郡（真室川町及び鮭川村に限る。） 東田川郡（庄内町に限る。） 飽海郡</p> <p>④宮城県東部、福島県東部 岩手県のうち 一関市 東磐井郡 宮城県のうち 仙台市 石巻市 塩釜市 大崎市（旧鳴子町を除く。） 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市 栗原市 登米市 亘理郡 宮城郡 黒川郡 加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡 福島県のうち いわき市 南相馬市 相馬市 双葉郡（葛尾村を除く。） 相馬郡（飯舘村を除く。）</p> <p>⑤新潟県南西部、長野県北部 新潟県のうち 長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡 富山県のうち 富山市 魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡 長野県のうち 長野市 須坂市 中野市 大町市 飯山市 千曲市 安曇野市 東筑摩郡（旧坂北村、麻績村及び生坂村に限る。） 北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡</p>

番号	地 域
	<p>⑥長野県西部、岐阜県東部</p> <p>長野県のうち 松本市 岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 塩尻市 上伊那郡 下伊那郡（松川町、高森町、豊丘村及び大鹿村に限る。） 木曾郡 東筑摩郡（波田町、山形村及び朝日村に限る。）</p> <p>岐阜県のうち 高山市 関市 郡上市 中津川市 飛騨市 下呂市 加茂郡（七宗町、白川町及び東白川村に限る。）</p> <p>⑦名古屋、京都、大阪、神戸地区</p> <p>福井県のうち 敦賀市 小浜市 三方郡 三方上中郡 大飯郡</p> <p>岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 羽島市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡</p> <p>愛知県のうち 名古屋市 一宮市 半田市 津島市 碧南市 西尾市 常滑市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 高浜市 愛西市 清須市 北名古屋市 西春日井郡 海部郡 知多郡（南知多町を除く。）</p> <p>三重県のうち 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 名張市 亀山市 いなべ市 伊賀市 桑名郡 員弁郡 三重郡</p> <p>滋賀県 全域</p> <p>京都府のうち 京都市 福知山市 綾部市 宇治市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 南丹市 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡</p> <p>大阪府 全域</p> <p>兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 加東市 朝来市 丹波市 淡路市 川辺郡 多可郡 加古郡 神崎郡</p> <p>奈良県のうち 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 宇陀市 葛城市 山辺郡（山添村に限る。） 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡</p>

番号	地 域
	<p>和歌山県のうち 和歌山市 紀の川市 伊都郡（かつらぎ町に限る。）</p> <p>⑧島根県東部 鳥取県のうち 米子市 境港市 西伯郡 日野郡 島根県のうち 松江市 出雲市 大田市 安来市 雲南市 八束郡 仁多郡 飯石郡 簸川郡</p> <p>⑨伊予灘及び日向灘周辺 島根県のうち 鹿足郡（吉賀町に限る。） 広島県のうち 広島市 呉市 大竹市 江田島市 廿日市市 東広島市 安芸郡（府中町及び海田町を除く。） 豊田郡（大崎上島町に限る。） 山口県のうち 周南市 下松市 岩国市 光市 柳井市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡 愛媛県のうち 松山市 宇和島市 八幡浜市 大洲市 伊予市 西予市 伊予郡（松前町に限る。） 喜多郡 西宇和郡 北宇和郡（鬼北町に限る。） 南宇和郡 大分県のうち 大分市 佐伯市 臼杵市 津久見市 杵築市 豊後大野市 国東市（旧国見町を除く。） 宮崎県のうち 宮崎市（旧高岡町を除く。） 延岡市 日南市 日向市 串間市 西都市 東諸県郡（国富町に限る。） 児湯郡（西米良村を除く。） 東臼杵郡（諸塚村及び椎葉村を除く。）</p>
6	<p>(1) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第十条に基づく地震調査委員会が選定した主要な活断層が通過する市町村</p> <p>(2) 活断層研究会編「新編日本の活断層」によるA級活断層またはこれと同等以上の活断層が通過する市町村</p>

要領別紙3-2（ため池整備事業に係る取扱い）

第1 事業の実施等

要領別紙3の第2の事業を実施する場合は、要領別紙3によるほか、次に定める基準を満たすものとする。

第2 防災ため池工事

- 1 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事であって、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池にあつては、この限りではない。
- 2 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあつては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。
- 3 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で工事を実施する場合にあつては、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第3 地震対策ため池防災工事

管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにするとともに、事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第4 ため池群整備工事

事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第5 ため池整備工事

- 1 大規模事業の対象とする施設は、要領別紙3の第4の1に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。
 - （1）堤高がおおむね10メートル以上又は貯水量がおおむね10万立方メートル（中山間地域にあつては、おおむね5万立方メートル）以上のもの
 - （2）当該ため池の決壊による想定被害額（以下「想定被害額」という。）がおおむね1億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等）以外の被害額が5,000万円以上を占め、更に、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域にあつては、想定被害額が5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの。）
- 2 旧農業用ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 旧農業用ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。
 - (2) 旧農業用ため池の廃止の場合にあっては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
 - (3) 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。
 - (4) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの
- 3 受益面積が10ヘクタール未満のものにあっては、旧農業用ため池の廃止を除き、次の要件のすべてに該当するものとする。ただし、複数のため池で新設又は変更を行う場合にあっては、(1)及び(2)の要件を除く。
- (1) ため池の貯水量がおおむね1,000立方メートル以上であること。
 - (2) ため池周辺の住民の生命に対する危険又は主要な公共施設に対する被害が予測されること。
 - (3) ため池に関係する農家が2戸以上であること。
 - (4) 管理者が明確であって、適正に管理される見込みのあるもの
 - (5) ため池の廃止の場合にあっては、当該ため池の用水の転換が可能であること。
- 4 ため池のしゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めるものとする。
- (1) 貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの
 - (2) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量がおおむね10万立方メートル以上30万立方メートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね3万立方メートル以上のもの
 - (3) 池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの
- 5 受益面積が10ヘクタール未満のものにあっては、旧農業用ため池の廃止を除き、事業実施主体は、団体とする。
- ただし、高度な技術を要するものであって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のものについては、都道府県を事業実施主体とすることができる。

第6 農作物生育阻害等防止工事

- 1 受益面積が10ヘクタール未満のものにあっては、第5の3の(1)から(5)までの全てに該当するもの
- 2 事業実施主体は、第5の4及び5と同様とする。
- 3 留意すべき事項及び事業内容については次のとおりとする。
 - (1) ため池の水質汚濁に起因する農作物の生育阻害又は農作業の効率の低下等を防止するために必要な農業用排水施設の新設又は変更
 - (2) 水質浄化施設整備
 - ア 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
 - イ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備
 - (3) ため池のしゅんせつ

- 4 事業実施主体は、受益面積がおおむね10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のものにあつては、都道府県、受益面積がおおむね5ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね2ヘクタール）以上10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、5ヘクタール）未満のものにあつては原則として団体とする。ただし、高度な技術を要するものについては、都道府県とすることができる。

第7 ため池特別対策整備工事

- 1 受益面積が10ヘクタール未満のものにあつては、第5の3の（1）から（5）までの全てに該当するもの
- 2 事業実施主体は、第5の4及び5と同様とする。
- 3 旧農業用ため池で行う場合に対象とするため池は、次の要件の全てに該当するものとする。
 - （1）旧農業用ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。
 - （2）旧農業用ため池の廃止の場合にあつては、埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
 - （3）市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。
 - （4）従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであつて、かつ、他の用途に使用していないもの
- 4 旧農業用ため池で実施した場合の事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。
- 5 事業実施主体は、受益面積がおおむね10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のものにあつては、都道府県、受益面積がおおむね5ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、おおむね2ヘクタール）以上10ヘクタール（中山間地域において行われるものにあつては、5ヘクタール）未満のものにあつては原則として団体とする。ただし、高度な技術を要するものについては、都道府県とすることができる。

第8 ため池水質改善工事

- 1 以下の要件を満たすものとする。
 - （1）ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。
 - （2）農家、地域住民及び行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。
- 2 留意すべき事項及び事業内容については次のとおりとする。
 - （1）工事の内容
 - ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更
 - イ 水質浄化施設整備
 - （ア）接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備
 - （イ）その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備
 - ウ ため池のしゅんせつ

(2) 留意すべき事項

都道府県が行う工事のうち、受益面積2ヘクタール以上20ヘクタール未満のものについては、しゅんせつした底泥土の活用等により、ため池の堤体又は周辺法面の補強等に資するものに限る。

第9 その他

- 1 ため池整備工事及びため池特別対策整備工事として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものに限るものとする。
- 2 要領別紙3の第4の1の(4)及び(5)、2の(4)及び(5)並びに7に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。

農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）別表2の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。ただし、要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）別表2に代えることができるものとする。
- 3 「農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について」（平成27年4月9日付け26農振第2242号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の農村地域防災減災事業に規定するため池保全体制整備事業を実施している地区については、なお従前の例による。

要領別紙 4（用排水施設等整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（3）に掲げる用排水施設等整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙 4－2 の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 湛水防除事業

（1）排水施設整備対策工事

ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、過去に応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修（以下「排水施設整備工事」という。）

イ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）（以下「排水管理施設整備工事」という。）

ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（以下「湛水防除施設改修工事」という。）

（2）クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網（以下「クリーク」という。）の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

2 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

3 用排水施設整備事業

（1）築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

（2）流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更

（3）風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤若しくは水路等の整備（以下「土砂崩壊防止工事」という。）又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置（以下「水抜工」という。）及びこれに関連する整備

(4) 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等（以下「湖岸堤防工事」という。）

4 鉍毒対策事業

いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

第3 事業実施主体

都道府県又は団体（第2の1の（2）及び2にあつては、都道府県に限る。）

第4 実施要件

用排水施設等整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 大規模事業

- (1) 第2の1の（1）のア及びウの事業にあつては、受益面積がおおむね400ヘクタール（離島にあつては、受益面積がおおむね300ヘクタール）以上、かつ、総事業費がおおむね5億円以上のもの
- (2) 第2の1の（1）のイの事業にあつては、受益面積がおおむね1,000ヘクタール以上のもの
- (3) 第2の1の（2）の事業にあつては、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの
- (4) 第2の2の事業にあつては、受益面積がおおむね400ヘクタール以上のもの
- (5) 第2の3の事業（3の（3）及び（4）を除く。）にあつては、以下のとおりとする。

ア 都道府県が行うもの

- (ア) 受益面積がおおむね400ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、200ヘクタール以上）のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつてはイの（ア）の基準による。
- (イ) 総事業費がおおむね8,000万円以上（中山間地域において行うもの又は要領別紙3の第2の第3と併せ行うものにあつては、3,000万円以上）のもの

イ ア以外のものが行うもの

- (ア) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、100ヘクタール以上）のもの
- (イ) 総事業費がおおむね8,000万円以上（中山間地域において行うものにあつては、3,000万円以上）のもの

2 小規模事業

- (1) 第2の1の（1）のア及びウの事業にあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上、かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上のもの
- (2) 第2の1の（1）のイの事業にあつては、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの
- (3) 第2の1の（2）、2及び4の事業にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの
- (4) 第2の3の事業（3の（3）及び（4）を除く。）にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、10ヘクタール以上）、かつ、

総事業費がおおむね800万円以上のもの

(5) 第2の3の(3)の水抜工にあつては、10ヘクタール以上のもの

3 第2の2の事業を実施する場合は、当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30パーセント以上のものとする。ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあつては、この限りでない。

(1) 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用排水施設の新設及び変更

(2) 第2の2の事業により整備された農業用排水施設にあつて、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更

4 第2の3の(3)及び(4)に掲げるものにあつては、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が行うものにあつては、アの基準による。

ただし、奄美群島及び離島で行うものにあつては、イの基準による。

ア a 湖岸堤防工事にあつては、防災受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

b 土砂崩壊防止工事にあつては、防災受益面積がおおむね5ヘクタール以上のもの

イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの

(2) (1)以外のものが行うものにあつては、次に掲げる基準による。

ア 大規模事業

(ア) 防災受益面積がおおむね200ヘクタール以上のもの(土砂崩壊防止工事に係るものを除く。)

(イ) 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの

イ 小規模事業

(ア) 防災受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの(土砂崩壊防止工事に係るものを除く。)

(イ) 総事業費がおおむね800万円以上のもの

5 第2の3の事業を実施する場合は、要領別紙1の第2の2の調査又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること。

第5 事業の実施

本事業を実施するにあたり土地改良法(昭和24年法律第195号)によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

第6 その他

1 第2の1の(1)のア及びウの事業にあつては、次のいずれかに該当するものに、第2の1の(1)のイ及び(2)の事業にあつては、次の(1)に該当するものに限る。

(1) 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50パーセント未満のもの

(2) 受益面積の50パーセント以上が農用地であるもの

2 第2の1の事業のうち、国営総合農地防災事業(国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年7月7日付け構改D第486号農林水産事務次官依命通知)第1の1に規定する事業をいう。)の受益に係る地域において、当該国営総合農地防災事業と一体となってその効果を発現するのに必要なものについては、第6の1を適用しないものとし、小規模事業については、

20ヘクタール以上、大規模事業については、400ヘクタール以上のものとする。

- 3 第2の2の地盤沈下とは、地下水（水溶性天然ガスを含む。）の採取に起因して生じた地盤沈下である。また、地下水の採取の規制に関する法令等には、地方公共団体の条例を含むものとする。

要領別紙4-2（用排水施設等整備事業に係る取扱い）

第1 湛水防除事業

1 要領別紙4の事業を実施する場合は、要領別紙4に掲げるもののほか、次に定める基準を満たすものとする。

（1）排水施設整備工事（要領別紙4の第2の1の（1）のアの事業）

ア 次の条件のいずれかに該当する地区であること。

（ア）排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区

（イ）事業の施行に係る地域において、受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が5分の1以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域

（ウ）地盤沈下等により湛水被害の著しい地域

（エ）受益面積と流域面積との比が著しく大きく（3倍以上）、負担に耐えないもの

イ 排水調整池を事業の対象とする場合にあっては、耕作放棄地を利用することとする。

また、自然環境を保全するための工事は、植生工、親水及び護岸の整備のみとする。

（2）排水管理施設整備工事（要領別紙4の第2の1の（1）のイの事業）

以下の条件のすべてを満たすものとする。

ア 排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの

イ 同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設によって排水される河川等をいう。）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの

ウ 防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの

（3）クリーク防災機能保全対策工事（要領別紙4の第2の1の（2）の事業）

ア 次の条件のいずれかに該当する地域とする。

（ア）市町村を単位として、クリークの排水受益である農用地（以下「受益農用地」という。）に占める貯留容量を有するクリークの面積の割合が6.7パーセント以上であること。

（イ）市町村を単位として、受益農用地100ヘクタール当たり67,000立方メートル以上の貯留容量を有すること。

イ 要領別紙4の第2の1の（2）に掲げる「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」は次に定めるものとする。

（ア）地域の溢水被害及び水路機能被害を防止するための整備計画

（イ）地域の環境に配慮した整備の基本的な考え方

（ウ）他事業との関連

（エ）施設管理予定者

（オ）施設の運用方法

ウ 要領別紙4の第2の1の（2）に掲げるクリーク防災機能保全対策工事の内容等は、次に定めるものとする。

(ア) 排水施設の新設、廃止又は改修

排水施設のうち排水路については、耐用年数が経過する以前において水路機能被害が生じているか又は生じるおそれのあるものの改修に限る。

(イ) 農業用道路の改修

上記(ア)の排水路に隣接し、侵食被害が発生している農業用道路の改修

(ウ) 暗渠排水

上記(ア)の排水路の侵食被害の発生に伴い機能低下した暗渠排水の機能回復

なお、暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

また、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

(エ) 整地

上記(ア)の排水路内に堆積した土砂を利用した整地

2 国の助成を除いた残額は、都道府県費及び市町村費等地方公共団体の費用をもって充当するものとする。ただし、受益の限度に従い受益者に負担させることは妨げない。

3 要領別紙4の第2の1の(1)の事業にあっては、完了後の施設の維持管理には、都道府県及び市町村等の地方公共団体が当たるものとする。

第2 用排水施設整備事業

1 頭首工、樋門、用排水機場及び水路にあっては、次の要件を満たすもの

(1) 頭首工(集水渠を含む。以下同じ。)にあっては、流域又は河状の変化等により周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 決壊又は護床、護岸等の不備により、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの

イ 流木又は土砂堆積等により可動堰が機能障害を受け、洪水の流下を阻害しているもの

(2) 樋門(水門、樋管を含む。以下同じ。)にあっては、堤防と一体となっている樋門であって、脆弱化による浸水又は漏水により、周辺の農用地、堤防又は公共施設等に重大な影響が生ずるおそれのあるもの

(3) 用水又は排水の機場にあっては、次のいずれかに該当するもの

ア 排水機場で施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生じているもの

イ 用水又は排水の機場で施設の脆弱化により堤防又は公共施設等に被害を与えるおそれのあるもの

(4) 水路にあっては、次のいずれかに該当するもの

ア 山腹部に築造された水路であって、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの

イ 盛土又は軟弱基盤上に築造された水路であって、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの

ウ 一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの

エ サイホン、水路橋又は暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの

オ アからエまでと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの

- (5) 小規模事業の対象とするもののうち、頭首工、樋門、用排水機場及び水路は、要領別紙4に掲げる要件を満たすほか、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設であって、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの。

ただし、維持管理に係るものは除くものとする。

- (6) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対策を実施する場合にあつては、(1)から(5)までにかかわらず、次のいずれかの要件を満たすもの

ア 湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であつて、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの

イ アと一連の施設であつて、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの

第3 鉍毒対策事業

人為的事由によって被害が発生している場合にあつては、下記に掲げるものを除く。

- (1) 被害原因が公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）によって負担すべき事業者の事業活動によるもの
- (2) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）で指定された特定有害物質（カドミウム、銅、砒素等）によるもの
- (3) 休廃止鉍山鉍害防止工事等により山元対策（毒水の発生源対策）が終わったもの。

要領別紙5（農地保全整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の（4）に掲げる農地保全整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙5-2の定めるところによる。

第2 事業内容

- 1 急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備（以下「本工事」という。）
- 2 本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる次に掲げる工事（以下「関連工事」という。）
 - （1）本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修
 - （2）農道の新設又は改修
 - （3）農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修
 - （4）本工事と一体的に整備することにより人家、人命及び公共施設に及ぼす災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設又は改修（以下「シラス地域等保全対策工事」という。）
 - （5）農用地及び農業用施設の災害の未然防止、農村地域の安全性の維持等に資する排水路、土留工等の新設又は改修（以下「農村地域防災施設整備工事」という。）
- 3 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除（以下「排除工事」という。）
- 4 本工事及び関連工事の受益面積と受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備、畑地かんがい又は農地開発（以下「特殊農地保全整備工事」という。）
- 5 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗渠排水若しくは整地（以下「農地機能保全対策工事」という。）
- 6 耕作放棄地を有効活用し、放棄前に有していた国土保全機能の持続を図ることを目指した国土保全機能持続対策計画に基づき実施する農地防災施設工、侵食防止畦畔の新設、廃止又は改修であって農地機能保全対策工事と併せて行うもの（以下「国土保全機能持続対策工事」という。）
- 7 特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備（以下「特殊自然災害対策工事」という。）

第3 事業実施主体

都道府県又は団体（農村地域防災対策施設整備工事、特殊農地保全整備工事又は農地機能保

全対策工事にあつては、都道府県に限る。また、排除工事にあつては、団体に限る。（なお、北海道の石れきの排除にあつては、道又は団体とする。））。

第4 実施要件

農地保全整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 農地侵食防止工事（本工事、関連工事及び排除工事をいう。以下同じ。）にあつては次の基準による。

(1) 県営事業

ア 本工事にあつては、受益面積がおおむね50ヘクタール（畑地等にあつては、おおむね20ヘクタール）以上

イ 関連工事にあつては、それぞれの受益面積がおおむね5ヘクタール以上

ウ 北海道が行う排除工事にあつては、受益面積がおおむね10ヘクタール以上

(2) 団体営事業

ア 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益面積がおおむね10ヘクタール以上

イ 関連工事にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。

2 特殊農地保全整備工事（受益面積がおおむね40ヘクタール（優良農用地の確保に資するための農用地の整備と地域の実情に即した高付加価値農業の推進に関する計画（以下「農地保全地域高付加価値農業推進計画」という。）に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行う場合に限る。）にあつては、次の基準による。

(1) ほ場整備については、受益面積がおおむね30ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの

(2) 畑地かんがいについては、受益面積がおおむね50ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの

(3) 農地開発については、造成農用地面積がおおむね30ヘクタール（農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものにあつては、おおむね20ヘクタール）以上のもの

3 農地機能保全対策工事にあつては、受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの

4 特殊自然災害対策工事にあつては、次の基準による。

(1) 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること。

(2) 土壌改良にあつては、(1)のほか、要領別紙5-2の第1の23の要件を満たしていること。

(3) 栽培管理用施設又は農地被覆施設の整備にあつては、総事業費がおおむね800万円以上であること。

第5 事業の実施等

1 第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙5別記様式第1号を提出するものとする。

2 第2の7の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙5別記様式第2号を提出するものとする。

要領別紙5-2（農地保全整備事業に係る取扱い）

第1 事業の実施等

要領別紙5の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙5に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- 1 要領別紙5の第2の1に掲げる「これに準じる地帯」とは、普通畑であって土地の平均傾斜度が10度以上の地域をいう。
- 2 要領別紙5の第2の1に掲げる「防風施設の整備」とは、農用地を風食、風害又は潮害から守る防風林、防風垣、防風ネット及びこれらの施設の管理に必要な管理用道路の設置をいう。
- 3 要領別紙5の第2の2の（1）に掲げるもの（以下「関連排水路」という。）及び2の（2）に掲げるもの（以下「関連農道」という。）に要する経費と2の（3）に掲げるもの（以下「水路兼用農道」という。）に要する経費の50パーセントの合計額は、総事業費のおおむね50パーセントの範囲内であるものとする。
- 4 関連農道及び水路兼用農道は、原則として本工事（要領別紙5の第2の1の本工事をいう。以下同じ。）の受益地域内で施工するものとする。

ただし、本工事及び水路兼用農道施工の結果、流域面積の増加等の原因により洪水量が増大し、排水不良となる場合には、地域外の排水路も本工事とする。
- 5 関連農道及び水路兼用農道の有効幅員は、原則として2メートル以上とする。
- 6 工事完了後農道網の一環として使用される資材運搬道路は、関連農道とする。
- 7 関連排水路は、本工事の排水路又は水路兼用農道の末端に接続し、本工事の地域内の排水を安定した河川に導くとともに、地域外の農用地の排水改良に資するものとする。
- 8 承水路、集水路、排水路等に附帯する溝畔は、水路安全上必要な最小幅員とする。
- 9 本工事の排水路と当該水路に接して同時に施行される関連農道との費用の振分けは、原則として断面上における農道部分と水路構造物との境界線により分割して積算したところによるものとする。
- 10 要領別紙5の第2の2の（4）の「土留工等」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、土砂吐等をいう。
- 11 要領別紙5の第2の2の（4）のシラス地域等保全対策工事を実施する用排水施設にあっては、その始点の両側50メートル及び下方100メートルの範囲に10戸以上の人家又は公共施設が存することを要するものとする。
- 12 要領別紙5の第2の3に掲げる排除工事の実施地区は、富士マサ、ボラ、コラ等の特殊土壌層又は農耕に特に支障のあるさんご若しくは石れきが存在する地域（石れきにあっては、れき含量おおむね5パーセント以上の地域）とする。
- 13 特殊農地保全整備工事（要領別紙5の第2の4の特殊農地保全整備工事をいう。以下同じ。）の実施地区は、南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和43年法律第17号）第2条により指定された南九州畑作振興地域とする。
- 14 南九州畑作振興地域における農地侵食防止工事（要領別紙5の第4の1の農地侵食防止工事（排除工事を除く。）をいう。以下同じ。）とは場整備、畑地かんがい及び農地開発の各工事が競合する部分の排水路の取扱いについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上の部分は、農地侵食防止工事の費用とし、それ未満の場合にあっては、各工事費の費用と

する。

15 特殊農地保全整備工事のうち農地保全地域高付加価値農業推進計画（要領別紙5の第3の2の農地保全地域高付加価値農業推進計画をいう。以下同じ。）に基づいて行うものにあつては、当該事業区域内において、主として高付加価値農業を営む中核的担い手農家（恒常的に農業を営み今後とも区域内の農業を担っていく個別経営農家）がおおむね5戸以上見込まれることを要するものとする。

なお、高付加価値農業とは、消費者のニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- (1) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘り起こし
- (2) 優良品種、特別な販売方式の導入
- (3) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
- (4) その他地方農政局長が適当と認める手法

16 都道府県知事は、農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて農地保全整備事業を行う場合、次に掲げる事項を内容とする農地保全地域高付加価値農業推進計画を策定し、別記様式第1号の事業計画概要書に添付するものとする。

(1) 基本構想

ア 当該地域の農業振興構想及び同構想の中で位置づけられる当該地区の高付加価値農業推進構想

イ 当該地区の高付加価値農業の振興が地域の活性化等に与える効果

(2) 高付加価値農業促進営農計画

ア 当該地区の高付加価値農業に関する営農計画

イ 当該地区の高付加価値農業区域に係る土地利用計画

17 要領別紙5の第2の5の「土留工その他の施設」とは、土留石垣、擁壁、堰堤、水路等をいう。

18 要領別紙5の第2の6の「国土保全機能持続対策計画」の内容は次のとおりとする。

(1) 農地防災施設工等の設置理由

(2) 農地防災施設工等の維持管理方法

19 要領別紙5の第2の6の「農地防災施設工」とは、沈砂池等をいう。

20 要領別紙5の第2の7の「土壌改良」とは、降灰による農地又は果樹等樹体の酸度の矯正等を行うための土壌改良資材の投入とする。

21 要領別紙5の第2の7の「栽培管理用施設」とは、農業用水の確保、降灰の除去等を行うための畑地かんがい用施設等の営農用水供給施設とする。

22 要領別紙5の第2の7の「農地被覆施設」とは、降灰による農地又は農作物の被害を防止するための農地を覆う施設とする。

23 要領別紙5の第4の4の(2)の要件とは、降灰による農地又は果樹等樹体への影響について、公共の試験研究機関等に次のとおり認められたものであることとする。

(1) 農地にあつては、その地域において通常栽培される農作物又は果樹等樹体の生育が著しく阻害されることが確実であること。

(2) 果樹等樹体にあつては、当該樹体に対する降灰により、その地域における通常の生育状態に比べ、生育が著しく阻害されることが確実であること。

要領別紙6（特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の（5）に掲げる特定農業用管水路等特別対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業内容

- 1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む。）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- 2 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- 3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

第3 事業実施主体

都道府県又は団体

第4 実施要件

特定農業用管水路等特別対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 都道府県営事業

受益面積がおおむね20ヘクタール以上であり、かつ、第2の1及び2を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上のもの

2 団体営事業

受益面積がおおむね10ヘクタール以上であり、かつ、第2の1及び2を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50パーセント以上のもの

第5 事業の実施

特定農業用管水路等特別対策事業を実施するに当たって、土地改良法によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

第6 その他

本要領別紙において、石綿等とは、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項第1号に規定する石綿等をいう。

要領別紙 7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（6）に掲げる農業用河川工作物等応急対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備（以下「整備補強等」という。）

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

3 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設の耐震改修

4 土地改良施設豪雨対策事業

土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修

第 3 事業実施主体

1 第 2 の 1 及び 2 の事業にあつては、都道府県又は団体（ただし、第 4 の 1 の（1）の実施要件に該当する事業にあつては、都道府県に限る。）

2 第 2 の 3 及び 4 の事業にあつては、都道府県又は市町村

第 4 実施要件

農業用河川工作物等応急対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 大規模事業（第 2 の 1 及び 3 の事業に限る。）

（1）第 2 の 1 の事業にあつては、総事業費がおおむね 1 億円以上のもの

ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあつては、5,000 万円以上のもの

（2）第 2 の 3 の事業にあつては、要領別紙 1 別記様式第 4 号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、防災受益面積がおおむね 400 ヘクタール以上のもの

2 小規模事業

（1）第 2 の 1 及び 2 の事業にあつては、総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

（2）第 2 の 3 の事業にあつては、要領別紙 1 別記様式第 4 号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費がおおむね 800 万円以上のもの

イ 防災受益面積がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

3 第 2 の 4 の事業にあつては、要領別紙 1 別記様式第 9 号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費の合計がおおむね 800 万円以上のもの

イ 防災受益面積の合計がおおむね 30 ヘクタール以上のもの

第5 対象施設

1 農業用河川工作物応急対策事業

- (1) 工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの
- (2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの
- (3) (1)の対策基準とは、「農業用河川工作物の応急対策について（昭和52年7月19日付け52構改D第516号（設）構造改善局長通知）」の別添覚書の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、当該通知の適用に当たっては、当該通知の別添覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。）

3 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設のうち、以下のいずれかの施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物

- (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設
- (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設
- (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設
- (4) 地震による被害が生じた場合に農地10ヘクタール以上（農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの（人家1戸が農地1ヘクタールに相当するとみなして算定）を含む。）に影響を与える施設

4 土地改良施設豪雨対策事業

地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

- (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設
- (2) 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設
- (3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設

第6 対象地域

第2の3の事業を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域であること。

第7 事業の実施

- 1 第2の1及び2の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の3の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第2号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第3号により事業計画概要書を提出するものとする。

第8 その他

- 1 国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。ただし、第2の1及び2の事業については、工事費に対して次に示す割合以上は都道府県において負担するものとする。

総事業費	都道府県	奄美	離島
1億円以上	37/100	26/100	36/100
5千万円以上1億円未満	42/100	26/100	36/100
8百万円以上5千万円未満	32/100	24.4/100	34/100

注：「都道府県」には、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）の区域は含まないものとする。

要領別紙 8（水質保全対策事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領別表 1 の事業区分 1 の（7）に掲げる水質保全対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

事業内容は、別表 1 のとおりとする。

第 3 事業実施地域等

- 1 別表 1 の区分 2 及び区分 3 の事業にあつては、農村地域及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条に規定するものをいう。）における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象としており、次に掲げる（1）から（3）までのいずれかの地域であること。さらに、別表 1 の区分 1 の工種（2）から（4）までの施設整備を行う場合は、次に掲げる（4）又は（5）の要件を満たしている地域とする。
 - （1）住民又は地方公共団体から水質汚濁について苦情や改善要望等が寄せられている地域
 - （2）農業用排水の水質が排水先の公共用水域の水質環境基準等を満足していない地域
 - （3）その他農村地域の環境保全について農村振興局長が特に必要と認める地域
 - （4）農業用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるおそれのある地域
 - （5）農業用排水の水質汚濁により農業用排水施設の維持管理費の増嵩等農作業に支障が生じているか又は生ずる恐れのある地域
- 2 別表 1 の区分 3 の事業にあつては、指定湖沼（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項により指定される湖沼をいう。）の流域内であること。
- 3 別表 1 の区分 4 の事業にあつては、奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に定める地域をいう。）及び沖縄県内の受食性の高い土壌（国頭マージ、島尻マージ、ジャーガル等）に覆われた地帯であること。

第 4 事業実施主体

水質保全対策事業の事業実施主体は、下記のとおりとする。

- 1 別表 1 の区分 1 及び区分 5 の事業実施主体は都道府県又は団体とする。
- 2 別表 1 の区分 2 及び 3 の事業実施主体は都道府県又は市町村とする。
- 3 別表 1 の区分 4 の事業実施主体は鹿児島県、沖縄県又はこれらの県下の市町村とする。

第 5 実施要件

水質保全対策事業における実施要件は、次に掲げるとおりとする。

なお、別表 1 の区分 1 から 3 までに掲げる事業を実施しようとするときは、次の 1 又は 2 のいずれかを満たすこととする。

また、同表の区分 4 に掲げる事業を実施しようとするときは、次の 3 を満たすこととし、同表の区分 5 の事業を実施しようとするときは、次の 4 を満たすこととする。

- 1 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表2の条件に該当する地域で行う事業であって、次の受益面積を満たすもの。ただし、別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値(以下「都道府県農業用水基準」という。)について、当該都道府県を単位として定め、別表2に代えることができるものとする。
 - (1) 大規模事業 受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上のものであって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してぜい弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの
 - イ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの
 - ウ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの
 - (2) 小規模事業 受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの
- 2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上のもの。
- 3 実施主体が県の場合は、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が20ヘクタール以上であるもの。また、実施主体が市町村の場合は、耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が10ヘクタール以上であるもの。
- 4 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であること。
 - (1) 第5の1の地域で整備した施設
 - ア 大規模事業 受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上のものであって、(1)のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - イ 小規模事業 受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの
 - (2) 第5の2の地域で整備した施設
受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上のもの
 - (3) 第5の3の地域で整備した施設
 - ア 県営事業 耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が20ヘクタール以上のもの
 - イ 市町村営事業 耕土流出防止環境保全管理計画内の農用地面積が10ヘクタール以上のもの

第6 事業の実施等

事業実施主体は、別表1の区分1から区分4までに掲げる事業を実施しようとするときは、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙8別記様式第1号又は要領別紙8別記様式第2号及び事業計画平面図を提出するものとする。また、別表1の区分2及び3に

掲げる事業を実施しようとするときは次の1の書類を、区分4に掲げる事業を実施しようとするときは次の2の書類を提出するものとする。なお、第5の実施要件の1に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の3の書類を提出するものとする。

また、別表1の区分5に掲げる事業を実施する場合にあつては、土地改良法によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

1 農村地域水質保全計画

農村地域水質保全計画は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 都道府県知事は、農村地域及び公共用水域における水質汚濁が環境保全上及び農業利水上問題となっている地域を対象として、農村の現状、公共用水域の水質保全計画等（湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第4条第1項に規定する湖沼水質保全計画、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項に規定する総量削減計画及び環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき定められた水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。））を勘案して農村地域水質保全計画を作成するものとする。
- (2) 農村地域水質保全計画の内容は次のとおりとする。なお、この計画を作成する場合には、あらかじめ費用負担予定者及び施設の予定管理者の同意を得るものとする。
 - ア 農村地域水質保全計画の目的
 - イ 流域内の水質の現状
 - ウ 汚濁の原因
 - エ 水質保全の目標
 - a. 水質保全の目標
 - b. 水質基準
 - c. 環境に対する影響及び効果
 - オ 水質保全を図るための施設整備の概要
 - カ 附帯施設整備の概要
 - キ 関連他事業の内容
 - ク 施設維持管理予定者
 - ケ 施設維持管理方法
- (3) (2)のエのbの水質基準は、環境基準その他都道府県知事が必要と認める事項を基本とするとともに、次に掲げる事項に十分留意して作成するものとする。
 - ア 当該農業水利施設の現在の利用目的及び将来の利用目的の推移に配慮すること。
 - イ 当該農業水利施設の水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該農業水利施設の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - エ 水質保全の目標達成のための施策との関連に注意すること。
 - オ 当該農業水利施設からの排出先である公共用水域において指定されている水域類型の環境基準を考慮すること。

2 耕土流出防止環境保全管理計画

- (1) 耕土流出防止環境保全管理計画は、次に掲げる事項を内容として作成すること。

- ア 耕土流出防止対策実施計画
 - a. 計画地域内の土地利用計画
 - b. 農地の整備状況及び整備計画
 - a. 計画地域内において有効な流出防止対策の概要
- イ 営農的対策実施計画
 - a. 環境保全営農計画
 - b. 土づくり計画
 - b. 推進体制
- ウ 施設維持管理計画
 - a. 施設ごとの管理主体
 - c. 施設の維持管理計画
- エ 事業実施計画
 - a. 主要施設計画
 - b. 事業費の総額及び内訳

(2) 県営事業の場合にあつては、県知事は、耕土流出防止環境保全管理計画を作成するにあたり、実施区域に係る市町村長と協議するものとする。

(3) 実施主体が市町村の場合にあつては、市町村長は、耕土流出防止環境保全管理計画を作成するにあたり、県知事の承認を得るものとする。

3 都道府県農業用水基準（都道府県農業用水基準を定める場合）

都道府県知事が策定する都道府県農業用水基準の内容は次のとおりとする。

- (1) 農村振興局長が別に定める条件によらない理由
- (2) 水質基準及びその根拠

第7 助成

別表1の区分3及び区分4の工種（4）に掲げる事業にあつては、国は予算の範囲内で水質保全対策事業に関連して必要となる経費について、要綱別記に掲げる経費に加え、調査費を別に定めるところにより助成することとする。

第8 その他

別表1の区分1の工種（1）のAに掲げる要件に該当する場合であっても、障害発生につき原因者による補償が可能であるもの又は通常の維持管理を怠ったことがその障害の発生の原因となっていることが明らかであるものについては、水質保全対策事業としては実施しないこととする。

別表 1

事業メニュー

区分	工 種	内 容
1 農業 用用 排水 施設 整備	(1)水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土	ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 (ア) 人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること (イ) 農作物等の生育が阻害されていること (ウ) 農作業の能率の低下を来していること (エ) 施設の管理に支障を来していること イ アと併せて行う客土 ウ 現にアの(ア)から(エ)までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ ウと併せて行う客土
	(2)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(3)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(4)併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備
2 水質 保全 施設 整備	(1)水質浄化施設整備	ア 水生生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備
	(2)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物の適切な回収・処理等を行うための施設整備
	(3)環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備
	(4)面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、

		節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備
	(5) 併せ行う施設整備	上記の工種(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備
3	支援事業	<p>湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及させるための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウまでの条件をみたすもの</p> <p>ア 区分2の水質保全施設整備と併せて行うもの</p> <p>イ 支援事業実施期間は、原則として区分2の水質保全施設整備の完了予定の年の2年前から3年間とする</p> <p>ウ 支援事業費は区分2の水質保全施設整備の費用の5パーセント以内とする</p>
4	耕土	<p>(1) 流出水対策施設整備 農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路、排水施設及び沈砂施設等の整備</p> <p>(2) 発生源対策施設整備 農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事</p> <p>(3) 保全対策施設整備 既存の土砂流出防止施設の土砂補足能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上させるための軽微な変更</p> <p>(4) 営農連携事業 水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの</p> <p>ア 上記の工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うもの</p> <p>イ 上記の工種(1)から(3)までの費用の合計の5パーセント以内とする</p>
	流出防止	
	施設整備	
5	水質保全施設改修工事	区分1、2又は4に掲げる事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更

別表 2

ア 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基準値	測 定 法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は7.5以上	日本工業規格K0102 (以下「規格」という) 12・1に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6mg/1 以上	規格17に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5mg/1 以下	規格32に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1mg/1 以上	昭和46年12月28日環告59附表7に掲げる方法
砒 素	0.05mg/1 以上	規格61に掲げる方法
シアン	検出されること	規格38・1・2及び38・2又は38・1・2及び38・3に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和46年12月28日環告59附表4の第1及び第2に掲げる方法
有機リン	〃	昭和46年12月28日環告59附表1及び2又は規格31・1に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/1 以上	規格55・2に掲げる方法
鉛	0.1mg/1 以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05mg/1 以上	〃 65・2 〃

イ 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項 目	基準値	測 定 法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は8.5以上	規格12・1に掲げる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/1 以上	規格21に掲げる方法
浮遊物質 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2mg/1 以下	規格32に掲げる方法

要領別紙9（公害防除特別土地改良事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の（8）に掲げる公害防除特別土地改良事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙9-2の定めるところによる。

第2 事業区分

公害防除特別土地改良事業は、事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ることを目的とした次の事業をいう。ただし、水質保全対策事業の区分1（要領別紙8の別表1の区分1農業用排水施設整備をいう。）の事業を除く。

- 1 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）において実施される同法第5条第2項第2号に掲げる事業
- 2 水質の汚濁等により、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは生育が阻害され、又はそれらのおそれが著しいと認められる場合及び農作業の能率が低下し、労働生産性が著しく害される場合において、汚濁等を防止し、除去し、又は回復するための事業
- 3 1及び2に掲げるもののほか、カドミウム環境汚染要観察地域（カドミウムによる環境汚染暫定対策要領（昭和44年9月11日付け還公公第9098号厚生省環境衛生局長通知）に基づき指定された地域をいう。）、公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2第2号に掲げる地域又は別に定める地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画が策定された地域のうち、農用地の土壌汚染に起因して農業経営が著しく阻害される等、1又は2に類する場合につき、その回復を図るために必要な事業
- 4 1から3までの事業と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当なかんがい用排水、農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに附帯する事業をいう。）又は客土等の事業

第3 事業の内容

事業区分1から3までの事業の内容は次のとおりとする。

- 1 水源を転換するためのダム、頭首工、揚水機、水路又は集水暗渠等の新設又は改修
- 2 かんがい用排水を分離するための施設等の新設又は改修
- 3 沈殿物又は汚水の流入によりき損等が生じたかんがい排水施設の機能低下を回復する事業
- 4 沈殿池、防じん施設、中和施設又は汚水処理施設等の新設又は改修
- 5 かんがい用排水路の水質の汚濁による悪臭等を除去するための施設の新設又は改修

- 6 区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業
- 7 代替農用地の造成又は地目変換の事業
- 8 農用地の土壌の汚染を除去するために必要な別に定める事業

第4 事業実施主体

都道府県又は市町村

第5 実施要件

- 1 県営事業にあつては、第2の1から3までの事業区分に掲げる事業の受益面積がそれぞれおおむね20ヘクタール以上であるもの
- 2 市町村営事業にあつては、第2の1から3までの事業区分に掲げる事業の受益面積がそれぞれおおむね10ヘクタール以上であるもの

第6 その他

- 1 第2の区分1、2及び3を実施する場合にあつては、事業費（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業費から控除した額）から国の助成を除いた残額については、都道府県営事業にあつては都道府県が当該事業費の41/100以上を、市町村営事業にあつては都道府県が当該事業費の30/100以上を負担するものとする。
- 2 当該事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、必要に応じて全体実施設計を作成するものとする。

要領別紙9-2（公害防除特別土地改良事業に係る取扱い）

第1 事業の実施等

要領別紙9の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙9に定めるもののほか、以下のとおりとする。

第2 要領別紙9の第2の3の別に定める地域

- 1 要領別紙9の第2の3の別に定める地域とは、次に掲げる地域を事業実施地域とする。
 - (1) その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラム以上であると認められる地域であること。
 - (2) (1)の地域の近傍の地域のうち次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及びアの地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラム以上となるおそれが著しいと認められるものであること。
 - ア その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量がアの地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。
 - イ その地域内の農用地の土性がアの地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。
- 2 1の地域に該当するかどうかの判定のために行うカドミウムの検定の方法は、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年6月24日農林省令第47号）によるものとする。

第3 先導的モデル事業

- 1 要領別紙9の第3の(8)の別に定める事業とは、要領別紙9の第2の3に規定する地域において、新技術を導入した工事等を実施し、当該技術の活用と普及を行う先導的モデル事業をいう。
- 2 1に規定する先導的モデル事業における新技術とは、土壌浄化に係る工事等の新技術のうち、近年開発されつつある新しい工法、設計等又は他分野では技術的に確立されているが農業分野では全国レベルの技術が確立されていない工法、設計等で次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 経済的な事業執行に資すると認められるもの
 - (2) 自然環境の保全に資すると認められるもの
- 3 都道府県知事は、先導的モデル事業の採択を受けようとするときは、次に掲げる事項を内容とする先導的モデル地区計画を策定し、事業計画概要書に添付するものとする。なお、この計画を策定する場合には、あらかじめ受益者の同意を得るものとする。
 - (1) 新技術の概要
 - (2) 新技術の導入理由
 - (3) 予想される効果
 - (4) 従来技術との比較
- 4 先導的モデル事業を実施した場合の国の補助金を除いた残額は、都道府県、市町村等地方

公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

5 先導的モデル事業は、土地改良法による土地改良事業以外の事業として実施する。

第4 農用地土壌汚染対策計画に準じた計画

- 1 都道府県知事は、要綱第8の2により、要領別紙9の第2の3の事業の採択を受けようとするときは、同項に規定する「農用地土壌汚染防止法第5条に規定する農用地土壌汚染対策計画に準じた計画」（以下「準対策計画」という。）を事業計画概要書に添付するものとする。
- 2 都道府県知事は、準対策計画を策定したときは、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。）に協議し、その同意を得なければならない。

要領別紙10（地すべり対策事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の（9）に掲げる地すべり対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業内容

- 1 地すべり防止工事
地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事
- 2 ぼた山崩壊防止工事
ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事
- 3 関連事業
 - （1）暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等、地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの
 - （2）ため池の移転又は用排水路の移転等、地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
 - （3）農道の整備又は区画整理等、地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの
- 4 地すべり防止施設長寿命化対策工事
地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事

第3 事業実施主体

- 1 第2の1、2及び4の事業にあつては、都道府県
- 2 第2の3の事業にあつては、団体

第4 実施要件

地すべり対策事業における要件は次に掲げるとおりとする。

- 1 地すべり防止工事
総事業費が7,000万円以上のもの
- 2 ぼた山崩壊防止工事
総事業費が7,000万円以上のもの
- 3 関連事業
地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの
- 4 地すべり防止施設長寿命化対策工事
要領別紙1別記様式第5号の施設長寿命化計画等による施設長寿命化計画が策定されており、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの

第5 事業の実施

第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙10別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。

第6 その他

第2の1の事業の完了に当たっては、地すべり防止施設の長寿命化に向けた管理方法を定めるものとする。

要領別紙11（農業用施設等災害管理対策事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分2の（1）に掲げる農業用施設等災害管理対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
 - （1）雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
 - （2）農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事
農地が本来有する多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備
暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備
 - （1）親水・景観保護のための施設
親水のための石積護岸、ブロック護岸又はこれらに類するもの、利用者の安全のための防護柵等及び利活用を考慮した照明設備、放送設備その他農村振興局長が必要と認める施設の整備
 - （2）生態系保全のための施設
蚩ブロック、魚巢ブロック、草生又はこれらに類するもの
 - （3）適切な利用と保全を図るための施設
安全管理上必要な巡回用道路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）・通路、案内板、照明、消雪施設又はこれらに類するもの。
 - （4）ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路又は遊水池等の整備
 - （5）しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
 - （6）（4）又は（5）と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備
 - （7）ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備
- 6 特認事業
要領別表1の事業の効果を一層高めるために地方農政局長が必要と認める事業

第3 事業実施主体

都道府県又は団体

第4 実施要件

- 1 第2の1から4までの事業を実施するにあつては、整備する土地改良施設の防災受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であるもの。ただし、要領第2の2又は要領別紙3別表第1に掲げる地域で実施する場合にあつては、防災受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であるもの。
- 2 第2の4の事業を実施するにあつては、次に掲げるすべての事項を満たすものとする。
 - (1) 暫定的な整備の合理性
施設の構造、立地条件、人的・物的被害の規模、地元負担及び都道府県の有する整備水準等を総合的に勘案して、国が定める設計指針等によらない方法により、暫定整備の整備水準を設定することが合理的である事由が明確なこと。
 - (2) 関係者への説明責任・同意
暫定整備の整備水準に関して、受益農家のみならず、ため池決壊等による被害が想定される区域の関係者・団体等に説明するとともに、関係者等の合意形成が図られていること。
 - (3) 暫定整備の整備水準の明示
暫定整備の整備水準に関して、標識等でその旨を明示すること。
 - (4) 減災活動・体制の整備の実効性
被害想定区域における避難活動、水位低下活動、警戒体制の整備又は水位観測計器等の設置等、減災活動・体制の整備が確実に実行されていること。
 - (5) 整備計画の明示
今後、国が定める設計指針等による方法により行う整備の実施計画を明示すること。
なお、施設の整備に当たって、国又は都道府県の河川担当部局と協議を要するものは、暫定整備の対象外とする。
- 3 第2の5の事業を実施する場合にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 要領別表1の1の事業の(1)から(3)までと併せ行うもの又は過去に実施したもの
 - (2) 関連する土地改良施設の受益面積が20ヘクタール以上であるもの。ただし、関連する土地改良施設がため池の場合にあつては、受益面積2ヘクタール以上であるもの

第5 事業の実施

- 1 第2の1の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第2号を提出するものとする。
- 2 第2の2の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第3号を提出するものとする。
- 3 農業用施設等災害管理対策事業を実施するに当たって、土地改良法によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする（ただし、第2の5の事業を除く。）。
- 4 第2の5の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙11別記様式第1号により事業計画書を提出するものとする。

要領別紙12（農村防災施設整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分2の（2）に掲げる農村防災施設整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙12-2の定めるところによる。

第2 事業内容

事業内容は別表1のとおりとする。

第3 事業実施主体

都道府県又は団体

第4 実施要件

農村防災施設整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農村防災施設整備においては、次の（1）、（2）のいずれかの区域であり、かつ（3）を満たすこと
 - （1）要領第2の2に定める災害防除対策推進地域等であるもの。
 - （2）要領別表1の事業区分1の事業の受益地内もしくは要領別表1の事業区分1の事業の受益地内を含むその周辺地域であるもの。
 - （3）要領別紙1の第2の2の調査において必要と認められたものであるもの。
- 2 農業生産基盤整備においては、甚大な災害発生地域であり、下記の条件を満たすこと。
 - （1）要領別紙12別表1の2の（1）の事業 おおむね60ヘクタール以上
 - （2）要領別紙12別表1の2の（2）の事業 おおむね60ヘクタール以上
 - （3）要領別紙12別表1の2の（3）の事業 おおむね40ヘクタール以上
 - （4）要領別紙12別表1の2の（4）の事業 おおむね50ヘクタール以上
 - （5）要領別紙12別表1の2の（5）の事業 おおむね20ヘクタール以上
- 3 農村生活維持施設整備においては、甚大な災害発生地域であり、要領別表1の事業区分1の（2）から（4）又は要領別紙12別表1の区分2の事業と併せ行う事業であること。

第5 事業の実施等

農村防災施設整備事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙12別記様式第1号により農村防災施設整備事業計画書を提出するものとする。

第6 その他

- 1 甚大な災害発生地域での事業実施に当たっては、災害復旧事業計画との関係を調整の上、事業を行うものとする。
- 2 甚大な災害発生地域にあっては、災害が発生した年より5カ年以内に事業を着手すること。

要領別紙12別表 1

整備事業の事業種類及び内容

区 分	事業種類	事業内容	備 考
1 農村防災 施設整備	(1) 緊急避難路整備 (2) 緊急避難施設整備 (3) 防火水槽整備 (4) 緊急避難施設の耐震化 (5) 情報基盤施設整備 (6) 雪崩防止施設整備 (7) 防護柵等安全設備 (8) 災害防除林	集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの。 集落の防災安全のために必要な避難施設その他の避難場所の新設及び変更 集落の防災安全のために必要な防火水槽及び付帯施設の新設及び変更 農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化 土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに付帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備 雪崩予防柵、防雪柵等の新設 集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の新設及び変更 台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて特に必要と認めるものの新設及び変更	
2 農業生産 基盤整備	(1) 農業用排水施設整備 (2) 区画整理 (3) 農用地造成 (4) 農道整備 (5) 農用地の改良又は保全	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業 農用地以外の土地の畑地への地目転換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに付帯する施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋の索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更 農用地の改良又は保全上必要な事業	
3 農村生活 維持施設整備	(1) 農業集落道路整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備	農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完する農業集落道の新設及び変更 家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の新設及び変更 農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに付帯する処理施設等の新設及び変更 区画整理により創設された非農用地の整備及び農業施設用地その他公共施設用地等に供するものの整備	

要領別紙12-2（農村防災施設整備事業に係る取扱い）

第1 事業の実施等

要領別紙12の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙12に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 緊急避難路整備及び農業集落道整備

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までの道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。
- (2) 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設とし農業集落道整備にあっては周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。
- (3) 修景施設は植樹、芝生、水飲場、便所、遊歩道等とする。
- (4) 緊急避難路整備においては、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

2 営農飲雑用水施設整備

- (1) 受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。ただし末端受益戸数は、2戸以上とする。
- (2) 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

3 農業集落排水施設整備

- (1) 受益戸数は、おおむね20戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては10戸、集落排水路にあっては10戸）以上とする。ただし末端受益戸数は、2戸以上とする
- (2) 農業集落排水施設のうち、汚水の処理施設の整備に当たっては、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）及びこれと関連する規定に準ずるものとする。

4 農業施設等用地整備

区画整理等により創出された非農用地の整備に当たっては、次に掲げる用地の整備を実施できるものとする。

- (1) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設
- (2) 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する公用・公共施設
- (3) 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地
- (4) がけ地の崩壊、土石流及び地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地

5 情報基盤施設整備

整備する施設の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地改良施設等の維持管理に必要な遠隔監視操作システムの設置又は改造・更新
- (2) 災害時の緊急通知を住民及び関係機関の間で相互の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造

6 災害防除林

台風常襲地帯等の農地及び農村集落の風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に応じて必要と認められるものの整備を実施するものである。

7 甚大な災害発生地域とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき指定された激甚災害に係る事象による被害を受けた地域であって、次に掲げる市町村内にあるものとする。

（1）局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）第1又は第2に相当する被害を受けた市町村

（2）災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に相当する被害を受けた市町村

要領別紙13（ため池緊急防災体制整備促進事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱別表1の区分Ⅲの（1）に掲げるため池緊急防災体制整備促進事業の運用及び取扱いについては、要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙13-2に定めるところによる。

第2 事業内容

1 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等の実施

2 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施

3 減災対策の実施

地域における減災の意識を醸成するために必要な、ハザードマップの作成及びこれを活用した防災訓練の実施

4 地域防災上のリスク除去

農業用又は旧農業用ため池の廃止

5 ハード整備の着手促進

ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

第3 事業実施主体

1 第2の1から3まで及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあつては、都道府県又は団体

2 第2の4及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものに限る。）の事業にあつては、都道府県又は市町村

第4 実施要件

1 第2の1から3までの事業にあつては、次に該当するもの

（1）施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

（2）事業の完了までに要領別紙1の第2の6、若しくは要領別紙1の第2の8の耐震化対策整備計画の策定を実施する見込みのあるもの又は要綱別表1のⅡの（2）の事業を実施しているもの

2 第2の4の事業にあつては次に該当するもの

（1）施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池

（2）ため池堤体の所有者が地方公共団体でないもの

- 3 第2の5の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 第2の4の事業を実施するために行うものにあつては、2の要件
 - (2) (1)以外の場合には、1の要件

第5 事業期間

1 事業採択期間

- (1) 第2の1から3まで及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあつては、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。
- (2) 第2の4及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものに限る。）の事業にあつては、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

2 事業実施期間

おおむね5年間又は併せて行うため池に係る整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間

第6 事業の実施

- 1 事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙13別記様式第1号によりため池緊急防災体制整備促進事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 事業を県営事業で実施する場合には、都道府県知事は、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙13別記様式第2号により、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。
- 3 事業を団体営事業で実施する場合には、市町村長は本事業の実施状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙13別記様式第2号により、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

要領別紙13ー2（ため池緊急防災体制整備促進事業に係る取扱い）

第1 事業の実施等

要領別紙13の事業を実施する場合には、要領別紙13によるほか、次に定めるところによるものとする。

第2 監視・管理体制の強化

要領別紙13の第2の1の地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動とは、防災・減災等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催、パンフレットの作成及び生態系・景観等の保全等とする。

第3 地域防災上のリスク除去

要領別紙13の第2の4の事業にあつては、農業者等が管理するものであつて、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。

- 1 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。
- 2 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかとなっていること。
- 3 旧農業用ため池で実施する場合には、従前に農業用水を貯留する施設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないもの

第4 ハード整備の着手促進

要領別紙13の第2の5の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

要領別紙14（ため池群管理体制整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱別表1の区分Ⅲの（2）に掲げるため池群管理体制整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容

要領別紙3の第2の3の事業と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

第3 事業実施主体

都道府県又は団体

第4 実施要件

要領別紙3の第2の3の事業と併せ行うもの

第5 事業の実施

事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙1別記様式第8号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。